# ID:　400

## 担当部署:　福祉課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 介護予防サービス費等の額の特例 | | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 介護保険法　第60条 | | | | |
| **法令番号** | | 平成9年法律第123号 | | | | |
| 【基準】  　法第60条及び省令第97条の規定による。  　(介護予防サービス費等の額の特例)  第60条　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。次項において同じ。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。同項において同じ。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。  2　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。  　介護保険法施行規則  　(介護予防サービス費等の額の特例)  第97条　法第60条第1項及び第2項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。  (1)　要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。  (2)　要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。  (3)　要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。  (4)　要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。  2　過去に法第60条第1項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第92条並びに第95条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第60条第1項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては90分の100」とする。  3　過去に法第60条第2項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第92条並びに第95条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「80分の100」とあるのは、「法第60条第2項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては80分の100」とする。 | | | | | | |
| **標準処理期間** | | | 15日 | | | |
| 備考 |  | | | | | |
|  | | | | | | |
| **設定年月日** | | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |